東京都子供・子育て会議(第3回) 計画策定・推進部会(第6回) 合同会議

平成26年10月10日(金曜日) 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午後5時03分開会

○次世代育成支援担当課長 定刻を過ぎましたので、ただいまから第3回東京都子供・子育て会議、第6回計画策定・推進部会の合同会議を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。 私は、本部会の事務局を務めます、福祉保健局少子社会対策部次世代育成支援担当課 長の三浦と申します。よろしくお願いいたします。失礼しまして、着席させていただき ます。

最初に、お手元の配付資料をご確認いただければと思います。

資料の1枚目に次第がございますが、配付資料の一覧が記載されております。資料1から12までご用意いたしております。また、参考資料として「東京都長期ビジョン(仮称)中間報告」についてもお配りしております。また、事前に事務局から送付した資料について、駒崎委員と溝口委員から意見書が提出されていますので、あわせてお配りしております。その他、国が作成した「子ども・子育て支援新制度 なるほどブック」の9月改訂版についても配付させていただきましたので、ご参照ください。

最後に、計画部会の委員の皆様には、次回以降の日程調整のための「日程調整表」も 配付させていただいております。

配付資料は以上です。資料の不足などございましたら挙手をお願いいたします。

続きまして、会議委員のご紹介をさせていただきます。資料1をご覧ください。

このたび、東京都発達障害者支援センターから申し出があり、石橋センター長代行に かわり山﨑順子センター長に委員にご就任いただいております。

次に、所属の変更があった委員を紹介させていただきます。

佐藤博樹委員が東京大学社会科学研究所教授から中央大学大学院戦略経営研究科教授 に変更になっています。

本日の委員の出欠状況ですが、佐藤委員、福井委員、正木委員は、所用によりご欠席でございます。榊原委員は遅れてご到着するとのことです。また、河村委員から、所用により途中で退席されるとのお申し出をいただいております。専門委員を含む委員29名中25名のご出席をいただいており、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

次に東京都の出席者でございますが、資料2の事務局名簿と座席表の配付をもって紹介にかえさせていただきます。

なお、本会議は公開で行い、配付資料や議事録については、後日、都のホームページ に掲載しますことを申し添えます。

この後、議事に入りますが、ムービー、スチールとも、カメラ撮影についてはここまでとさせていただきます。カメラマンの方は恐れ入りますがご退室をお願いいたします。 それでは、この後の議事進行は網野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○網野会長 皆様、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。 全体が集まりましたのは7月、第2回でしたので、それから早くも3カ月が経過しま した。本日は、この会議、計画策定・推進部会と合同で進めさせていただきます。

まず、東京都子供・子育て会議に設置されている計画策定・推進部会における検討状況ということで、事務局から報告をお願いいたします。

○少子社会対策部長 報告事項の説明に入ります前に、事務局を代表しまして一言ご挨拶 を申し上げます。

おかげさまをもちまして、先日行われました第3回都議会定例会におきまして、新たな幼保連携型認定こども園の認可基準の条例が可決されました。教育を所管いたします 文教委員会と、福祉施策を所管いたします厚生委員会による合同審査を経まして可決い たしました。その委員会におきましても、さまざまなご議論をいただきまして質疑が行われたことをご報告いたします。

基準の作成に当たりましては、本子供・子育て会議におきまして、委員の皆様から合わせて3回にわたりご議論をいただきました。国の府省令発布の遅れや都条例制定のスケジュールなどの関係から、限られた期間でご議論いただく形となりまして、誠に恐縮でございましたが、委員の皆様には、安全対策へのご懸念の声も含め、さまざまな角度から実に貴重なご意見をいただきました。改めて御礼を申し上げます。

基準の内容ですが、国の基準を踏まえつつ、乳児室の面積、調理室、非常災害対策について都独自の基準を定めるなど、現在の教育及び保育の質を確保するものとなっております。また、特にご意見が多かった保育室の設置階についてでございますが、改めて申すまでもなく、都は、あくまで原則は1階設置という考えのもと、例外として2階以上に設置する場合には、耐火建築物等の安全性に関する要件を満たす場合に認めることとしております。

さらに、都といたしまして整備指針を定め、設備面などハード面での基準はもとより、

非常災害に対する計画策定や避難訓練などのソフト面での安全確認や指導を通じ、より 一層安全性のチェックに努めてまいる所存でございます。今後は、個別の認可手続を進めていただくことになりますが、皆様方からいただきました貴重なご意見を真摯に受け とめ、子供たちの安全・安心な環境づくりに生かしてまいりたいと思います。

来年4月の新制度施行まで半年を切り、計画査定もいよいよ大詰めを迎えているところでございますが、今後とも新制度への準備を迅速かつ確実に続けてまいる所存でございます。引き続き、委員の皆様からのお力添えをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○保育支援課長 続きまして、私のほうから、資料3、資料4に基づきまして、今、部長からお話をさせていただきました新たな幼保連携型認定こども園に関する条例について、それから、その他の基準についてご説明をいたします。

まず資料3でございます。これ、表になっておりまして、まず左、表頭のところで都 基準、条例と規則、これに分かれましていろいろ内容が盛り込まれております。あと、 真ん中のところに国基準を参考に掲載しております。それから、右のところでは都にお ける幼稚園、保育所の基準ということで整理をしております。

この内容につきましては、今、部長からもお話がありましたように皆様方に3回にわたりご議論をいただいた内容がそのまま条例あるいは基準に盛り込まれております。この内容につきましては、今回は割愛をさせていただきたいと思いますが、基本的な整理といたしましては、条例において基本的な事項を盛り込んでいく。そして、規則で数字等の具体的な内容を盛り込んでいくという整理で行っております。この規則以外にも、要綱等でさらに細かいところを決めていくという、そういった内容でございます。

資料4におきましては、これは、本日、公布されておりますけれども、東京都公報におきまして、3ページ目のところから具体的に条例が載っておりますけれども、こういったことで、おかげさまをもちまして可決をいただき、今回、公布という運びになりました。ありがとうございます。

以上、資料3、資料4関係の説明でございます。

- ○網野会長 手島部長、それから課長から経過についてお話いただきました。この報告の内容などにつきましてご質問等ございますでしょうか。 清原委員。
- ○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長、清原です。

ご質問というよりも、今のご報告を受けまして、東京都の市の状況について、少しご報告をさせていただければと思います。

東京都でも、この条例が可決されたということでございますけれども、新制度の実施 主体であります区市町村の取り組みももちろん進んでおりまして、多くの自治体が確認 制度の運営基準、それから地域型保育事業の認可基準及び保育の必要性の認定基準等の 各種基準に関する条例案を、9月に開かれました議会に提出し、私が承知している限り、 それぞれ議決を受けているということです。また、12月の議会に向けましては、多く の自治体が利用者負担に関する条例案を提出することになると思います。

従いまして、今回、東京都議会で東京都の条例が制定されたということと、各市区町村の取り組みというのが並行して行われているということになります。さらに、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が市区町村においてももちろん重要な段階になるのですが、ここで市長の一人として要望させていただきます。なかなか、やはり市民の皆様や事業者の皆様に、新制度についてのご理解を得るようなご説明というのは難しく、今回の会議でも、国が作成した、この「なるほどブック」すくすくジャパン」というのを配付していただきましたが、区長さん、町長さんのいらっしゃる中、僭越ですが、それぞれ本当に基礎自治体も一生懸命、事業者や市民、住民の皆様に説明をしておりますけれども、東京都におかれましても、ぜひそうした広報、あるいは周知について、さらに力を入れていただければと思います。

ここで、幼稚園関係者もいらっしゃるのに僭越なのですが、新制度の移行の中で、特に幼稚園について発言をさせていただきます。

「教育標準時間認定の子供に係る施設型給付」の、いわゆる2階建て構造の財源構造が国の資料で明らかになってまいりました。その中身を見ますと、「私学助成」と「就園奨励費補助」を合わせた部分に占める都道府県の負担と市町村の負担の割合が従来とは変わってきたことが明らかになりました。

従来は、都道府県負担が3に対して市町村負担が1だったわけですが、今回、新制度の施設型給付では半々というふうになっています。従って、市町村の負担が増しているように見えます。その分、都道府県には幼稚園の新制度への移行が適切に進むように、最大限の支援が求められますし、東京都におかれましても、そのことを特に強く検討していただければと思います。

また、教育標準時間の利用者負担については、都と区市町村によって保護者補助が実

施されています。その部分についての対応を、新制度の施設型給付に移行する幼稚園の 保護者に対して、引き続き継続していただく方向での検討が求められます。これから本 格的に、来年度の予算に向けて検討が進んでいくことになると思いますが、これらの条 例が可決されたということと、具体的なお金に関わる制度の変化というものについて、 都におかれましては、より一層、国の情報を迅速に得ていただくとともに、市区町村が 保護者の皆さんや幼稚園関係者との間で板挟みになる可能性もありますことから、ぜひ 東京都の最大限前向きな取り組みを心からお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

- ○網野会長 溝口委員。
- ○溝口委員 先ほどの、要するに部長・課長からのお話に対して思うところを言っていい わけですよね。
- ○網野会長 はい。
- ○溝口委員 条例が策定されたことは本当に感謝申し上げるところでございます。その上で、幼保連携型認定こども園の基準のところなんですけれども、原則1階ということで、大変、今、安心したところなんですが。ただ今後、また高層階とかという話にもなりかねませんので、防災が主なんでしょうね、消防だとか、そういった意味で、今、基準のことをおっしゃっていただいたんですが、たしか会議の中では、幼保連携型認定こども園は、より高い質の教育・保育の施設ですから、高層階で人が育つ、そういった保育の内容面としても、やはりどうなんだろうかという検証が必要じゃないかという意見を申したように思っておるんですけれども、その辺も含んで、今後、防災の面だけではなくて、教育の質として、本来、あるべき姿がどこにあるのかというところも引き続き検討していただきたいというようなことだったと思いますので、加えていただけるとありがたいと思っております。
- ○網野会長 ありがとうございました。

よろしければ、それでは、次の報告事項のご説明をお願いいたします。

○次世代育成支援担当課長 それでは、私のほうから計画策定・推進部会の検討状況についてご報告させていただきます。

資料5の計画策定・推進部会における意見をご覧いただければと思います。

前回、7月4日の第2回全体会議における資料に、その後開催いたしました第4回及び第5回の計画策定・推進部会における意見を追加しています。具体的には、5ページ

目の妊娠期からの切れ目のない支援、また、10ページ目の次代を担う子供達の教育、 育成支援、11ページの子育てしやすい環境の整備、13ページの特別な支援を必要と する子供や家庭への支援の部分になりますので、後ほどご参照いただければと思います。 よろしくお願いいたします。

○網野会長 このことについては後ほど、いろいろまた審議したいと思います。 それでは、次の審議事項に入りたいと思います。

本日は、今後の幼保連携型認定こども園部会の運営について、それからもう一つ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」について、ご審議いただくことになっております。

そこで、まず、今後の幼保連携型認定こども園部会の構成変更について、事務局から 説明をお願いいたします。

○調整担当課長 恐れ入ります。それでは、資料6をご覧ください。幼保連携型認定こど も園部会の構成変更について、説明をさせていただきます。

まず、資料6上部の1のところ、部会の役割のところにございますとおり、改正後の 認定こども園法では、幼保連携型認定こども園の認可、それから事業停止命令又は施設 閉鎖命令、さらには認可取消、この三つについて調査・審議するため、都道府県に審議 会その他合議制の機関を置くものとされております。

本東京都子供・子育て会議は、東京都子供・子育て会議条例第2条の規定により、ただいま申し上げた幼保連携型認定こども園の認可等の三つの事項に関して意見聴取を行うことを、その所掌事務の一つとしております。また、条例第8号によりまして、東京都子供・子育て会議に部会の一つとして幼保連携型認定こども園部会を設置しております。

昨年10月25日に開催いたしました第1回東京都子供・子育て会議におきまして、幼保連携型認定こども園の認可等の三つの事項に関しては、この幼保連携型認定こども園部会において調査・審議することをご了承いただいておりましたことから、幼保連携型認定こども園の認可に関することといたしまして、これまで認可基準案の検討については、こども園部会のほうでご意見を頂戴してまいりました。

先ほどもご紹介させていただきましたけれども、このたび、第3回都議会定例会におきまして、新たな幼保連携型認定こども園の基準条例が成立したため、今後、幼保連携型認定こども園部会は実際の認可、事業停止、あるいは認可取消等に関する意見聴取を

行っていくことになります。

資料中段の2、認可等に関する意見聴取の位置づけのところをご覧ください。今後、部会において行う実際の認可等に関する意見聴取の性質でございますけれども、認可業務の性質のところにあるように、欠格条項に該当していたり、条例で定める基準に適合していなかったり、申請区域における利用定員総数が、既に都の計画における必要利用定員総数に達している場合、つまり供給が需要を満たしている場合を除き、認可を行うことになってまいります。その前提で、今後、幼保連携型認定こども園部会では、認可の申請等に対してどのようなことを行うのか、その具体的内容は、部会への意見聴取の位置づけにございますとおりです。

なお、認可申請等に関しては、区市町村が管内の事業者から申請を受け、その内容に 問題がないものについて受理をして、都に対して申請の進達を行うという流れになって まいります。

繰り返しになりますが、お話ししたとおり、これまで幼保連携型認定こども園部会では、認可に関することとして、認可基準案の検討についてご意見を頂戴してまいりましたけれども、今後は、実際の認可等の業務にかかる意見聴取を行っていくということになりますため、資料左下、3の部会構成(案)にあるとおり、部会の構成を、学識経験の先生方、あるいは認定こども園設置者等6名の委員で構成する形にさせていただきたいと考えております。

なお、申請の案件、1件当たりの意見聴取の回数でございますけれども、設置認可に 関する意見聴取の場合は、原則、計画申請時に1回、設置認可時に1回の計2回、事業 停止命令や施設閉鎖命令等の不利利益処分については、その背景にさまざまな事情が生 じている可能性があることから、意見聴取の回数については、案件によりその都度判断 をさせていただきたいというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

○網野会長 既にこの部会が進行しておりますが、今のご説明のように、今後は具体的な 認可に関しての意見聴取、これが主な内容になるかと思います。部会につきましては、 東京都子供・子育て会議条例で、「会長が指名する委員及び臨時委員で組織する」また、 「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する」とされてお ります。現在、幼保連携型認定こども園部会の部会長は柴崎副会長に務めていただいて おりますが、私としましては、部会が、これまでのいろいろな議論を踏まえて運営され るように、引き続きまして柴崎副会長に部会長をお願いしたいと考えております。 柴崎副会長、よろしいでしょうか。

- ○柴崎副会長 はい。
- ○網野会長 部会長以外の委員につきましては、事務局と相談の上、私どものほうで選任 したいと思います。いずれにしましても、このことにつきましては会長の私に一任いた だきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松田委員。

- ○松田委員 認定こども園というのは子育て支援をきちんとするというふうにお伺いしているんですが、この部会のときも、後から公募委員の方に入っていただいたような経緯があったと思うので、ここに当事者の方、ちょっと内容的に難しいのかもしれないんですけど、ここで当事者の人がふるい落とされてしまうのは残念だなというふうに思っていて、性質的にそういうものじゃないのであればいいんですけれど、できれば、公募委員の方が、親の立場で入っていただけるといいんじゃないかなと思ったりしました。
- ○網野会長 ありがとうございました。

あくまでも認可に関する客観的・中立的立場ということがかなり重視されております ので、このような構成になっておりますが、今の件につきましては、ちょっと私たちの ほうでも踏まえた上で、最終的に決定させていただきたいと思います。

榊原委員、お願いします。

- ○榊原委員 遅れて来て申し訳ありません。今の件ですけれども、私も、基本的に松田さんのご意見に賛成です。子ども・子育て会議というのは、従来の審議会、つまりその業界関係者とか利害関係者が入ったところでの調整というものではなくて、広くその地域全体でどう運営していくかということを、地域の子育てにかかわる全てのステークホルダーの意見を加味してつくっていくという子ども・子育て会議のそもそもの理念から考えれば、親の代表、地域の代表の人が入らないというのはちょっとどうかなというふうに思いました。
- ○網野会長 ただいまの意見も踏まえさせていただきます。 溝口委員。
- ○溝口委員 多数決じゃないんでしょうけれども、一任ということでしたので。私も今のに賛同いたします。やっぱり保護者のほうが利用する場所ですから、きちんと保護者を踏まえた形で委員を構成していただきたいと思っております。

- ○網野会長 ありがとうございました。
 - 入谷委員、お願いします。
- ○入谷委員 構成委員のことなんですけれども、新たな幼保連携型認定こども園は、既存の幼保連携認定こども園から移行するような場合も含めて、既存の保育所並びに幼稚園の認可を取り消した上で、新たな認定こども園法に基づく幼保連携認定こども園という新たな施設ができるわけでございます。従来の保育所から、あるいは幼稚園から転換する場合もありますので、できましたらば、その経緯、場合によっては私立幼稚園の認可を取り消すということであれば、私学審議委員会の審査対象にもなり得る可能性も強いので、この構成委員の中に保育所の代表の方、認可保育所の代表の方、また、私立幼稚園の代表の方の設定もご検討いただければと思います。

ただ、いずれにしても、もしかその構成員の位置づけが難しいような場合であっても、 従来の児童福祉指針、あるいは私学支援との、連携とまではいかなくても、情報の共有 というようなことは、今後ご検討いただけるのかどうかもあわせて検討していただきた いと思います。

以上です。

○網野会長 これはまた部会長、事務局とも検討いたしますが、先ほどの当事者あるいは 保護者という立場からの代表、それから、それぞれの施設の関係の方々、代表者という ことですが。非常にこの構成の性格上難しい面も、ちょっと今お聞きしながら含まれて いたかと思います。特に連携ということについてはいろいろ検討したいと思いますが、 今のご意見を含みながら、最終的にこちらのほうで決定させていただきたいと思います。 よろしいでしょうか。

(異議なし)

○網野会長 それでは、部会委員の構成につきましては、調整が整い次第、委員の皆様方 にご連絡したいと思います。

それでは、続きまして、「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策等について」に入りたいと思います。

まずは事務局から資料の説明をお願いしますが、各委員から、提出されました意見書 についてご説明されたい場合は、説明後に挙手の上、意見を出していただく場でご発言 をお願いいたしたいと思います。では、よろしくお願いします。

○次世代育成支援担当課長 それでは、「資料7 都道府県設定区域について」をご覧くだ

さい。

子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針により、都道府県が策定する子ども・ 子育て支援事業支援計画には、都道府県設定区域の趣旨、内容、設定区域の状況等を定 めることとされております。ここは計画策定の前提となる区域設定の部分でございます ので、既にご承知おきの委員の方も多いか存じますが、確認の意味で、少しだけこの後 の部分も読み上げさせていただきます。

まず、「都道府県設定区域とは」というところで、支援法において、都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域とされております。また、同法に基づく基本指針におきまして、都道府県の子ども・子育て支援事業支援計画においては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めるとされております。

都道府県設定区域の設定方法については、支援法に基づく基本指針におきまして、まず、都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、都道府県設定区域を定めるとされております。その際、都道府県設定区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需要調整の判断基準となることを踏まえて設定するとされております。また、都道府県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされております。一方で、都道府県設定区域は、教育・保育施設の認可、認定の際の需要調整の判断基準となることなどから、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる、ともされております。

資料の2ページ目をご覧ください。参考といたしまして、この設定のベースとなる区 市町村の設定区域についてはどのように定められているかということを書いてございま す。

支援法に基づく基本指針におきまして、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、教育・保育の利用状況、教育・保育の提供の施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位・中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域、これを教育・保育提供区域というということを定める必要があるとされております。この区域は、地

域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえ設定するですとか、先ほどと同じように、共通の区域設定とするですとか、広域利用の実態が異なる場合にはといった規定がそれぞれございます。

都内の区市町村における現在のこの区市町村設定区域の検討状況でございますが、私ども東京都が26年8月時点で行った調査の結果を表にしてございます。1号認定、2・3号認定、それから地域子ども・子育て支援事業と、それぞれによって区域設定をどのように各区市町村では今検討しているかということをまとめているものでございまして、最も多いのは、区市町村、一自治体を、それをもって一つの区域とするというものでございますが、一つの自治体の中をさらに複数区域に分ける設定や、事業ごとに異なる区域設定とするですとか、また、まだ現段階では回答ができませんといった団体もございました。ご参考までにご覧いただければと思います。

続きまして3ページですが、都における区域設定の考え方についてまとめさせていた だいております。

都においては、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに広域利用の 実態等を勘案し、以下のとおり区域を設定する方向で検討したいと考えております。

まず、1号認定、保育の必要性なしという部分の施設・事業については、交通の利便性や私立幼稚園の占める割合が東京では高いことなどから、区域外通園が多くかつ面的な移動を特徴としており、都全体として捉える必要があるということ、それから、幼稚園には新制度上の需給調整の仕組みは導入されないことから、都全域を一つの区域とするという案を考えております。

2・3号認定、保育の必要性ありの部分ですが、こちらの検討のポイントといたしましては、都内に多くの待機児童がおり、その待機児童解消に向けて、実施主体である区市町村が、地域の実情に応じた保育サービスの拡充に取り組んでいくということが非常に重要でございます。区市町村区域を超えて設定区域を設けた場合には、実施主体である各区市町村が整備すべき保育サービスの量が不明確になりかねないと。区市町村は、また地域型保育の認可にあたって、地位の実情に応じた「区市町村設定区域」により需給調整を行うとなっていることから、区市町村が設定した区域と同じとするという案が都の案でございます。

最後に、地域子ども・子育て支援事業についてですが、こちらも、区市町村が事業の 実施主体でございます。また、いずれの事業も、基本的に区市町村の区域内で提供・利 用されているということ、それから、認可などの仕組みはないため、需給調整の判断基準とはならないということから、区市町村ごとに一つの区域とするというのが都の案でございます。

資料7については以上でございます。

続きまして、「資料8 『教育・保育』量の見込み・確保方策について」をご覧ください。こちらについても、基本指針に策定方法が定められておりまして、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画には、各年度における教育・保育の量の見込み及び実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容・実施時期を定めるとされております。

基本指針において、具体的にどのように規定されているかということを、量の見込み、確保方策、需給調整の考え方についてそれぞれまとめております。大事な部分として、まず、量の見込みでございますが、2丸目のところ、この設定は、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計するものが基本であるということとされております。

なお、参酌標準といたしまして、市町村子ども・子育て支援事業支援計画における市町村間の広域調整を踏まえ、都道府県設定区域ごとの保育調整を行って定めるということも含まれております。

また、確保方策の部分では、既に待機児童解消加速化プランでも、目標年次としている平成29年度末までに量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、確保方策を定めるようにとされております。

3点目の需給調整の考え方ですが、認定こども園、保育所の認可・認定は、計画上の需要と供給の状況に応じて、需要が供給を上回る場合には原則認可・認定、また、需要が供給を下回る、供給のほうが多いという場合は、認可・認定を行わないことができる。これをもって需給調整としておりますが、既存の幼稚園・保育所が、認定こども園へ移行する場合には、需要に加えて都道府県計画で定める数が供給を上回る場合であっても、原則、認可・認定をするということになってございます。

続きまして、資料8の2ページ目をご覧ください。先ほども申し上げましたけれども、 私ども東京都で、この8月に「量の見込み」「確保方策」は、この区市町村の取りまとめ た数値が基本であることから、その中間的な取りまとめの数値、状況を把握するべく、 区市町村に対して、今年8月20日を提出期限とする調査を行わせていただきました。

集計状況ですが、62区市町村に対して調査をお願いし、一応、全区市町村からご提

出をいただいたのですが、項目によっては回答ができないという状況の区市町村もございまして、具体的には、「量の見込み」については57区市町村から、また、「確保方策」については50区市町村からのご回答をいただきました。

なお、この後、その集計の状況について、数値も含めてご報告してまいりますが、こうした回答がない区市町村につきましては、他の町村、例えば「量の見込み」では、他町村のデータをもとに推計するですとか、確保方策についても、都全体の割合をもとに推計するですとか、何らかの推計を行いまして、現在の暫定値とさせていただいていることをご了承いただければと思います。

続きまして、3ページでございますが、区市町村における「量の見込み」「確保方策」の検討状況ということで、調査を行いました8月時点というのが一番左の棒グラフになりますが、「量の見込み」について、この時点で確定済みというのは22団体、すなわち3割程度、「確保方策」に関しては6団体、すなわち1割程度しか確定しておらず、ほとんどの団体は、今後、確定をしていくということを把握しております。まだ未確定の区市町村が多いことから、都としては、11月を目途に再度調査をさせていただくことを予定しております。

4ページ目以降が、今回の8月の調査で行いました集計結果の概略をまとめておるものでございます。

まず、量の見込みの1号認定、3歳児以上で幼稚園、認定こども園での教育を希望されている方の数ということでございますけれども、1号認定の量の見込みの合計は減少傾向にございます。

次のページが、同じ1号認定の確保方策でございますが、各年度において、確保方策 が量の見込みを上回っているという結果でございました。

続きまして、資料6ページになりますが、量の見込みの2号認定と3号認定をあわせて見てまいりますと、都全体の量の見込みの合計は増加を続け、平成30年度にピークを迎えるという結果がこの調査からは出てまいりました。国では、29年度をピークと想定しておりますが、都の場合は30年度にピークが来るという傾向が見てとれます。

この量の見込みをもとに、2号認定と3号認定の合計の利用意向率というものを、右側の囲みにございますように就学前児童人口で割り戻す形で求めますと、約46%ということになってまいります。そうしますと、現行の東京都保育計画では、同じ計算式によりまして、潜在的な保育ニーズ量を44%と推計してございますので、比較的近似し

た数字の傾向が現在のところ把握できております。

続きまして、7ページをご覧ください。同じく2号認定と3号認定の確保方策についてでございますが、区市町村が保育サービス拡充に向けた取り組みを進めていただいておりますので、確保方策は増加していき、平成31年度には都全体で量の見込みを上回るという推計になっております。都が待機児童解消の目標とする平成30年4月1日現在では、量の見込みに対する確保方策の割合はほぼ100%となるという見通しが、この調査結果からは見えてまいります。

8ページをご覧ください。こうした中間的な数値の取りまとめとしての調査結果を踏まえ、現段階での都の「量の見込み」「確保方策」の設定の考え方について、概ねの案ということでまとめさせていただいております。これについては、基本指針においても、この新制度の法施行日の半年程度前に概ねの案を取りまとめるということが求められておりまして、それに対応する案でございます。

設定の方法でございますが、都の計画は、区市町村における「量の見込み」「確保方策」を集計したものを基本とするということ、それから、都は、平成29年度末までの待機児童解消を目指しているため、29年度末に供給が需要を上回るように設定をする必要があると考えております。29年度末おいても、供給が需要を上回らない区市町村については、都の計画において、量の見込みと同量の確保方策を設定すると、逆に供給が需要を上回る計画となっている区市町村については、都の計画では量の見込みと同量の確保方策といたしますが、当該区市町村が認可・認定を求める場合には、原則として認可・認定していくということを考えております。なお、教育・保育ニーズは就労環境の変化等による影響が大きいため、必要に応じて基本指針に定める計画中間年、平成29年度の見直しを行いたいと考えております。

その次のページ、9ページは、今回の調査結果をもとに、平成26年度から29年度までの保育サービス必要整備数を推計してみますと、以下のとおり、約4万人分となるということでございます。ただし、これらの数値については、区市町村における調査自体も精査中の暫定値であったり、推計値であったりということでございますので、そうした値であるということをご理解いただければと思います。

その下に「参考」としておりますのは、こうした数値、「量の見込み」「確保方策」が 実際に計画にはどのように記載されるのかという様式のイメージですけれども、こうし た形で計画には盛り込まれているということで、ご参考までにご覧いただければと思い ます。

最後の10ページにつきましては、こうした調査のベースとなっております区市町村における「量の見込み」の算出方法については、ここにありますような考え方で見込みの算出を行うようにと、手引きにより内閣府が定めております。ただし、この手引きというのは、あくまで標準的な算出方法でございまして、区市町村において、地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、極端に現実的でない数字の場合に補正することや、独自の算出方法を用いるなど、弾力的に運用していくことが可能とされていることを申し添えます。

以上、資料7、資料8のご説明を差し上げました。

○保育支援課長 続きまして、資料9、資料10関係で私のほうからご説明いたします。 資料9、認定こども園についてでございます。

まず、区市町村における検討状況でございますが、今の資料8にもあったように、この数のところが、この認定こども園についても暫定的なもの、それから55の自治体の合計値はそろっておりますが、まだ出ていない自治体等もございます。さらに、認定こども園につきましては、今、事業者の意向が非常に流動的になっていると、そういったところで調整要素の強いものになっております。

ここに表がございまして、これはご覧いただければと思いますが、この流動要素といたしましては、例えば、アスタリスクの、一番下のところです。27年度における子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査結果ということで、本年9月、私立幼稚園を母体とする幼稚園型及び幼保連携型こども園を対象、59園を対象といたしましてアンケートを行ったところ、現在の類型で移行する予定が54%、類型変更して移行する予定が7%、認定を返上して幼稚園になる予定が36%、回答保留3%ということで、この9月時点でもなかなか流動的な状況というところでございます。

こういった状況を踏まえつつ、裏面にいっていただきまして、都の認定こども園普及に向けた考え方でございます。認定こども園につきましては、幼児教育と保育を一体的に提供するものでございまして、待機児童解消にも資するものであるということでございます。都といたしましては、この基本スタンスでございますが、実施主体である区市町村が、地域の状況に応じてこども園を整備したいという場合には支援を行っていくというところでございます。

この既存の幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合における特例措置でござい

ますけれども、先ほど資料8でも触れましたけれども、こうした認定こども園の普及の観点から、新制度では、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるよう需給調整を次のとおり行うことになってございます。これは国の方針でございます。「需要+都道府県で一定程度定める数」がありまして、これが供給を上回る場合には、原則、認可・認定するというところでございます。普通は、「需要が供給を上回る場合」としておりますけれども、認定こども園の場合は、「都道府県計画で定める数」というところを特に足していいというところでございます。ただ、この一定程度定める数につきましては、都としては、以下の方針で検討を行っていきたいと思っております。

案といたしましては、具体的な数値としては、この都道府県計画で定めないということでございまして、移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合についても、基準を満たす限り、認可・認定をしていく方針としたいと考えております。

背景と考え方でございますが、下のところでございますけれども、今、先ほどもちょっと流動要素があると触れましたけれども、公定価格の動向ですとか、新制度の施行状況を慎重に見極めて移行を判断したいとの事業者さんの意見も多く、現時点において、具体的な数値を設定することは難しいということでございまして、そういった観点から、数を定めず、基本的には認可・認定をしていくという、そういったスタンスでいきたいと考えております。

以上が資料9関係でございます。

資料10関係でございます。待機児童解消に向けた取り組みについてでございます。

この待機児童につきましては、今年の5月12日の計画策定部会でも触れさせていただいておりますけれども、その後、待機児童の本年4月1日の状況を発表させていただいております。右上のところのグラフがそうでございまして、26年4月のところで8,672人の待機児童が発生しております。ここでは、数としてはちょっと出てないんですけれども、23万4,911人分保育サービスがありまして、前年度から差し引くと1万1,577人分保育サービス量が増えております。この1万1,577という数、それから8,672、これ、ともに過去最高でございます。つまり、過去最高に保育サービスをつくっても、過去最高の待機児童数となっているという、そういった状況でございます。

左の上に参りまして目標でございますけれども、これは現行動計画、東京都の行動計

画では、保育サービス利用量を3万5,000人増ということで、潜在需要が44%ということ、この整備目標値を22万8,500人としておりますが、もうこれを既に上回るサービス量を整備しております。こういったことで、現状は先ほど触れております。

資料の下のほうへ行きまして、これまでの取り組みでございますが、保育所整備促進、 あるいは保育士の確保・育成策の拡充ということで、計792億円の予算を計上してお りまして、区市町村を支援しているところでございます。

それから、待機児童解消に向けたスケジュールでございますけれども、長期ビジョンの中間報告というのを先月に出させていただいておりまして、これは今の次世代計画の潜在ニーズ44%で、サービス利用児童数を今後、29年度までにどれぐらい必要かということを割り出しまして、これが約4万人、先ほど触れたとおりでございます。

こうしたところと同時に、さらに、この年度途中でございますけれども、施策の充実強化策を打ち出しております。先月9月の議会で付議させていただいておりますが、補正予算案を31億円分計上させていただいておりまして、これで可決をしていただいております。特に土地にかかわる借地料の補助ですとか、定期借地権の補助の拡充等々をメニューといたしまして支援を強化しているところでございます。

今後でございますけれども、12月の長期ビジョン策定に向けまして、今日まさにこの「量の見込み」「確保方策」等をご議論いただいたところで、長期ビジョンに反映していくということで、3年間の工程表もここで同時に発表していくという内容でございます。

資料10関係は以上でございます。

○次世代育成支援担当課長 続きまして「資料11 地域子ども・子育て支援事業について」をご覧ください。

地域子ども・子育て支援事業に関する都の考え方をまとめてございます。子ども・子育て支援法に基づく基本指針においては、地域子ども・子育て支援事業は、実施主体である区市町村の計画に記載するとされておりまして、都道府県の計画への記載は求められておりません。しかし、都は、区市町村の計画的な取組を支援し、都内全域の子供・子育て支援のレベルアップを図る観点から、地域子ども・子育て支援事業についても計画に記載したいと考えております。

ただし、区市町村における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」の算定は、それぞれの集計の方法や方針が異なっておりますため、その集計値をそ

のまま東京都の計画目標に設定することは困難であると考えております。このため、地域子ども・子育て支援事業の計画目標については、区市町村計画の集計値を参考としつつも、都としてどのように区市町村の取組を支援していくかという観点から、今後、さらに検討を行いまして計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

2ページ目以降は、ご参考の資料としてご覧いただきたいのですが、今回、8月に行いました区市町村調査の中では、この地域子ども・子育て支援事業についての調査も行いました。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、回答のあった自治体の集計値となっておりまして、都全体でもございませんし、また、いろいろ調整中の部分が非常に多く、数値が変動してくると考えられます。また、区市町村ごとの集計の方法も異なるということから、この下の表では、都全体で、25年度の実績として把握している数値なども参考に掲げているんですが、こうした数値とこの調査結果の数値は一致しておりません。ですので、こちらについては、細かな説明は割愛させていただきまして、全体として、参考資料としてご覧いただければと思います。

以上でございます。

○網野会長 それでは、非常にいろいろ、幅広く、それぞれ具体的に重要なことがいろいろ含まれておりました。教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」、これらについて、以下、時間をとって意見交換をしてまいりたいと思います。 50分ぐらいの時間が確保できるかと思いますので、どうぞご発言のある方は挙手をお願いいたします。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎と申します。

今回、区域設定のお話が出ました。多くの自治体では、その区域設定を、その自治体自身としているということがわかったということですよね。つまり、例えば、ある区であれば、A区であれば、A区で待機児童が何人ですよという報告を上げるということを意味していると思うんですね。でも、これだと全く意味がないんですよね。

というのも、例えば、我々が保育園をつくるといったときに、例えば、江東区で20 0人いますよというふうに言われても、江東区のどこに何人いるんですかというデータ がなければ、怖くて開園できないわけなんですよね。実際に、例えば江東区であれば、 豊洲で何百人も待機児童がいますけれども、でも亀戸には全然いないとかということが 当たり前に起きるわけなんです。 実際、それを区に「出してね」というふうに言っても、「いやいや、一応そういうのは 出すことになってないんですよ」とかという区もありますし、「大丈夫です。私を信じて ください」とかと言って、「あの地域だったら間違いないですよ」とかという、非常に定 性的な情報のみをくれる自治体があったりだとか、これは全然よくない状況になってい るんですね。

なので、区域設定は絶対にその区自身とかという大ざっぱな状況にしてはだめでして、きちんと、少なくともブロックごとに分けて、例えば人口15万人ごとのブロックに分けた、地域ブロックごとに待機児童数を出すとかというふうにしていかないと、やっぱり新規産業として、効率的な、効果的な参入というのはできなくなってしまうわけなんですね。

なので、都としては、ぜひ区市町村に対して、いや、こういうメッシュでデータを出 してくださいねというようなガイドラインをつくって、それをやっていただくとかとい うふうにしてもらいたいなというふうに思います。

そして、そのデータを、同じフォーマットできちんと集計して、で、そのフォーマットに合わせて、ちゃんとオープンにしていくということをしていくことで待機児童が見える化していくということができるんじゃないかなというふうに思います。待機児童ビッグデータのオープン化ということをぜひ、していただきたいなというふうに思います。そうすれば、データさえ都が出せば、それを、そのデータを使ってアプリにして、待機児童マップアプリをつくろうみたいなITベンチャーとかが出てきますから、そういうところで、そのマップを見ながら、事業者が参入して、ここの江東区の豊洲の何丁目に出していこうみたいなことが可能になってくるわけなんですね。それがちゃんとされないと、待機児童の解消は確実に遅れます。

どういうことかというと、今回、この確保方策を出していただきました。この確保方策の資料の7ページ目ですね、2号・3号認定、つまり保育園を必要とするご家庭が、どれぐらいのニーズがあって、それをどれぐらいちゃんとキャパシティを埋めていくのかということが書いてありますけれども、平成31年で100.5%になるということですよね。ただ、これは、この100.5%を見ると、あ、ニーズは全部満たされているんだなとこう思いがちですけれども、そうじゃないですよね。

なぜならば、例えば東京都で28万8,256人のニーズがあったとして、定員数を 全部足したら、この28万8,256人になるよというだけですよね。これは、ニーズ がもし均等に分散していたら、それは全ての保育園におさまりますけれども、実際はそ うはならないわけですよね、偏在しますから。

そうなると、その偏在をきちんとニーズに合わせて、その偏在した需要に合わせて供給をつくっていくということをしなきゃいけないわけですね。それを一番するのは、一番できるようになるのはデータの見える化と、そしてある種、神の見えざる手を働かせるということですよね。

つまり、データさえ見えれば、事業者は、そのニーズがあるところに行きますから、自然と最適化、ニーズの偏在に合わせて最適化して出していくわけで、そうじゃないと、真っ暗やみの中で、じゃあ開園していこう、とりあえず来るかなというふうになると、たとえ、供給量100.5%にしたとしても、定員割れが相次ぎますから、結局のところ、供給量は確保したけれども、待機児童はまだ発生しているという状況になってしまうわけなんですよね。

ゆえに、この確保方策として、どんどんつくっていこう、つくっていくのも大事なんですけど、一方で、どこにどのくらいつくるかということをきちんと最適化するためにも、データのメッシュを大ざっぱにするのではなくて、きちんと見える化、細かく見える化していただきたいということを強く申し上げたいなと思います。

- ○網野会長 関連。お願いいたします。
- ○榊原委員 関連で、一つ申し上げます。今の駒崎さんの話を聞いていて思い出したんですけれども、パリ市も保育所の不足はあるんですけれども、これほどの待機児童はなくて、1年か2年前にパリ市の行政の担当者の方が日本にいらして、子育て支援の関係のシンポジウムをなさったときに大変驚いておられたのは、こんなに正確に待機児童の数が把握できる行政力がありながら、なぜそれが解消されていないんですかということが議論されていました。それはつまり、保育のその供給をきちっと満たしていくというのは、行政サービスの基本中の基であるはずなのに、なぜそれが、その優先順位が低くなっているんですかという疑問も含まれていたわけです。

じゃあ、パリ市はどうやっているんですかということを、別のところでもちょっといろいろ聞いてみると、パリ市は、東京都よりもはるかに小さい地域ですけれども、20区ある中のその一つ、それぞれの区を四つに分けて、計80の地域に分けて把握しているそうです。それは、パリ市だけでやっているのではなくて、子育て支援のその保育も、手当も供給をしている家族手当金庫というところが協力して一緒にやっているわけなん

ですけれども。妊娠期から、つまり妊娠しましたという情報をどの地域で、どれぐらいの届けがあったということが把握された段階から、もう大体、子供がいつ産まれるということがわかるわけですので、保育の計画を立て始めると。パリ、フランスのように、ほとんどの女性が働いているところだと、より把握しやすいということはあるのかもしれませんけれども、そういった段階から準備に入る。

もう一つ。市内で大規模な住宅開発のような開発事業者の動きがあったときに、行政 は把握するわけですから、その事業者に対してどれぐらいの住宅の供給を新たにつくる んだったら、その住民に対する保育や公園などの整備はどうなっているのかというとこ ろをきちっと計画に入れさせた上で許可を出すというふうに、要するに、都市計画の中 にきちっと入れてあるという話でした。

どちらも東京都だってできることではないのか。ただ、今、やっていないですし、妊娠届については市区町村が担当している話ではあるんですけれども、せっかく都でもこれだけ力を入れて、待機児童解消に乗り出すと宣言もされているんでしたら、例えば、市区町村と組んで、その待機児童が多い市区町村と組んで、妊娠届の把握段階から簡単に保育の利用予定があるのかというようなことを把握してもらい、それを東京都全体で吸い上げて、それをどう解消していくか。

住んでいる地域だけで保育を賄えばいいということではなくて、事業所をどう巻き込むかということも、当然、国レベルでもそうですけれども、より東京都では課題になっている思い、その事業所も巻き込んでどういうふうに、じゃあ、新たにその発生しつつあるニーズ、恐らく半年後か1年後か2年後には保育のほうに来るであろう子供たちを、どう受けとめていくのかということを、より前倒しで計画をつくっていく。そういうことをやっていかないと、その保育の偏在とか、待機児童の解消に結びついていかない。恐らく、こういったことに取り組んでいく段階に来ているんだうと思いますし、パリ市とは、たしか姉妹都市提携をなさっているので、ぜひそこら辺の行政の情報交換もなさった上でやっていただけたらいいかなというふうに思いました。

- ○網野会長 この関連で、ほかにございますでしょうか。 小山委員、お願いします。
- ○小山委員 ちょうど町田市が、この量の確保というので、子ども・子育て委員会をやってきました。その中で、やはり今2号認定の、この表でいくと、2号と3号全ての待機児を表にしているんですが、多分、2号はそんなに待機児はいないんですね。見てもわる。

かるように、1割程度しか26年度はいないんですが、来年始まる新制度、そこに移行する幼稚園がこども園だった場合に、その2号を取り込めるので、それが町田市はちょっと多いんですね。そうすると、今、町田市で2号認定で需要がある人たちの数が、11人、もう既に余っている。需要が足りているという状況になっています。

それに対して、今、幼児期の学校教育を利用希望が強い地域になっていますので、2 号認定でこども園に入りたいという人が、かなり多いんですね。来年、見込みで考える と、760人の2号認定を希望している、こども園のほうに希望している人がいて、そ の分、保育園の需要が下がってしまって、あふれてしまっている。もう700人以上の 子供が、2号は定員割れを起こす保育園が出てくるということを予想しています、今。 逆に幼稚園のほうに900人ぐらい、2号認定が入るだろうという想定をしていて。た だ、それに対して3号認定の子供たちは、800人ぐらいの需要がまだ足りないという 形をとっています。

ですから、ここでもう定員割れしている2号認定の子供たちが、保育園の中でもかなり出てしまう。そこも十分考慮に入れていかないと、ただ新設園をつくる、それから町田市、ちょっと地域が偏ったりしていますので、需要と供給がうまくいっていない地域がかなり多いんですね。それに対して、まだ保育園をつくらなければという提案がされていて、かなり細かく地域割りで、人口推移を出して、今ここにどのぐらいの待機児がいるのかというのは出しているので、駒崎委員さんが言われたとおり、そこは細かく調べています。それをやれば、本当に必要なところが確保できるんじゃないかと思うので、やはり、そういうことも考えて。

あと、この2号認定の定員割れを起こしたことを今度はどうするか。部屋を変えれば、この2号認定の子のところに3号認定を入れられる可能性もあるんですね。ですから、3号認定の需要が膨らむ可能性も十分あり得るということを考慮していかないと、ただつくるだけでは本当に事業者同士の、ちょっと効率の悪い、本当に経費も無駄使いという形になってしまう可能性があるので、そこも十分注意していただきたいなと思います。

- ○網野会長 成澤委員。
- ○成澤委員 文京区長、成澤でございます。

1号認定の中身をもう少し分析をする必要があるというふうに思っています。で、今、 東京都の平均では、4歳、5歳は充足率85%程度。つまり、定員に対して空きがある という状態です。ですが、年少さん、3歳児については、ほぼ100%の充足率です。 これをニーズとして3学年をくしゃっと一緒にしてしまうと、すっぽりおさまってしまっているんです、数字の上では。ですが、特に東京都は私立幼稚園が多いですし、私立幼稚園の先生方の並々ならぬ努力によって、3年保育についてご努力をいただいていますが、それでも、その3年保育を受けられない子供たちというものが、かなりの数、これから出てくる。

先ほどの小山委員の話のように、1号の対象であるはずの幼稚園に、幼稚園プラス預かり保育で2号のニーズの人たちが流れてくるとすれば、さらに、特に3歳児でのあふれる状況というのが出てくる可能性が極めて高いです。文京区に限って言えば、保育園の全学年の待機児童数よりも、3年保育に入れない幼稚園を希望する、いわゆる1号認定の人の数のほうが上回っているという現状があります。

このことについて、確保方策が量の見込みを上回っているというところで、その3学年をごっちゃにしたままで前に進むことはできないというふうに思いますので、東京都でこれから各区と各区市町村とのやりとりをするときにも、学年に分けたニーズのあり方、それと、確保方策をどう組んでいるのかといったことについて、きちっとした分析を行った上で対応策を考えていただきたい、そのようにお願いをしておきます。

- ○網野会長 溝口委員、お願いいたします。
- ○溝口委員 意見書を出しましたので、ご覧ください。計画策定・推進部会の座長であります柏女先生のほうから、つい、いつも会議の後に、何か意見があったならば、後でも事務局のほうに出してくださいというありがたいお言葉をいただくものですから、真に受けて出し続けております。出せば出すほど事務局が冷たくなっていくような気がしております。

それはさておきまして、需給側の量の見込み確保ということなんですけども、つくってきたものを読ませてください。

東京都認証保育所の子ども・子育て支援法のもとでのあり方について、次回会議の審議事項で取り上げてくださいと思っているんですが。実は、今回お示しの資料には、量の見込み確保策の中に、東京都認証保育所はありません。ただ、事前にいただいた資料だったものですから、今のご説明の中では、幾つかは認証のことに触れられておる次第ですけれども。現在、東京都認証保育所を利用する子供が2万5,000人いるということなんですが、これ、量の見込み、確保方策の中で、どこに位置づけられるのかなということがよくわかりません。

現在、多くの基礎自治体では、支援法の19条の1号、2号、3号の認定を今、やっている最中、もしくは、これから行う準備のところだと思うんですけれども、認証保育所を利用する児童に関しては、認定をする必要がないんですね。関係ないということになっています。ただ、先ほどの資料の8の7ページですかね、認可外保育施設等100.5%のところが2万7,896名と、一応ここには計画上は乗っかっているわけでございまして、供給の認定しなくてもいいんだけども、一応ここでは、そこの量の見込みには入っているというところでございますと。

実は、給付の認定をしないということは、実際には、今、保育が行われているにもかかわらず、潜在的待機児童のままで、要するに、お化けのようにいるだけですから、把握のしようがないわけです。量の見込み、確保方策にそれどうやって反映していくのかなって不思議でしょうがないんですけども、おわかりになりますかね。要するには認定されていないので、潜在的には保育が必要なんだろうとなっているんだけども、実際には保育していますよということですね。

認可保育所に希望を出しておる認証保育所の利用者は、恐らく待機児童数にカウントされつつも、一応は入っていますので、カウントから外されると。把握はできるということなんですが。私のところの園で、実は利用者36名、子供がいますが、認可保育園に申請を出している者は0名です。ですから、認定する必要がないんです。さあ、この子たちはどこに行くんでしょうということです。

続けさせてください。さらに、認可保育所、小規模保育等の給付対象の保育・教育施設、地域型保育を利用したいと考える保護者は、給付の認定はされますよね。されるんですが、今後も待機児童になった場合は認証保育所を利用することが想定されますと。給付認定はされるものの、給付は利用できず不利益が生じます。保護者が負担する、何が不利益かというと、保護者が負担する保育料では、国の基準に照らせば保育料が固定化されている認証保育所では、低所得者ほど負担が増大することになります。

わかりにくいですね。資料がちょうど、今日、つけてありましたよね。「すくすくジャパン」改訂版、どこが改訂になったのかよくわからないんですが。 15ページに保育料が出ていますね。階層区分してありますから、低所得者ほど低額になるということですが。認証保育所の場合、当然ながら固定した額でそれぞれの事業者はやっておりますので、その分を負担しなきゃならないと。給付認定が行われれば、当然ながら利用者の負担は所得に応じて変わってくるわけなんですけども、そこが反映されないので不利益だ

ということを申しているわけです。

さらにその後なんですが、また認証保育所利用保護者への保育料負担軽減が行われていない基礎自治体。基礎自治体で認証保育所の利用者に対して、保護者の負担をしてくださっている基礎自治体がかなりあります。ただ、多くの区市町村もやっていないところもあります。そういう中で、さらにその利用者、そこの自治体では、認可保育所の利用保護者の保育料軽減がなされる給付対象児と比較して、さらなる負担増になるわけです。わかりにくいですね。

先ほどの15ページの図で見れば、例えば、8番、保育所、認定こども園、小規模――ピンクのところですよね。所得割の⑧10万1,000円と書いてあるところを見ますと、東京都下で10万1,000円払っている人はおらないんですよね。実は、基礎自治体が50%程度を負担しているということなんです。ところが、認証保育所の利用者は、その負担がないということなんです。ですから、二重に不利益をこうむるという仕組みになっているということなんです。

続けます。ところが、待機児童のカウントとしては、認可保育所の申請を出しておって認証保育所を利用している場合は、待機児から外れているということになっているそうですから、認可保育園へ入所していることと同じ扱いにはなっているということですね。保護者の負担がかなり大きいにもかかわらず、認可に入っていることと同じ扱いになっているというわけです。

こういう差異が生じている状況で、果たして全ての子供に対する、子ども・子育て支援法の法律の趣旨に沿っているのかな。で、東京都は、それに沿った施策を本当に打っているんでしょうかということになるわけですね。

先ほどの戻りますと、7ページの2万7,896名の子供、その差異が生じた中で、 今後も量の確保と、量の見込みと確保の方策の中に入れられているということです。

今までの会議の中で、認証保育所のほうは存続していただけるという話を事務方からもいただきました。また、委員の皆さんでも確認していただいたわけです。そのことから、東京都としては、ほかの道府県と違って、東京都における我々の子供・子育て会議では、東京都認証保育所のあり方は、これ、絶対に避けて通ることのできない責任のある課題だと思っているんですが、皆さんは、どうお考えになっているんでしょうか。この辺をきちんと整頓した上で、量の見込みだとか、確保方策を打たない限り、きちんとした正しい方策が出てこないんじゃないかと思うわけなんです。

あとは、①、②、③と裏面に続いて④と、何となく、どんなふうにしたら、その辺が うまくいくのかなって、私なりに考えたことなんですけども、皆さんからも何かご意見 いただきながら、2万5,000人の子供たち、どのように新制度に位置づけるのかと いうことを考えていただけたらなと思って意見書を出しました。

それから、もう手短に説明します。2番目として、延長保育や短保育の必要な子供たちなんですけれども、ちょっと、この1号、2号、3号の給付の中では見えてきません。実際は、もちろんワーク・ライフ・バランス等、長く預かるのがいいということじゃないとは思っております。ですから、ワーク・ライフ・バランス等をきちんと積極的に推進することは重要だと思っておりますし、家庭が第一義の教育の場だということも、当然ながら承知した上です。ただ、現実的には、東京都下は、かなりのそういう子供さん、家庭があるわけですから、そこに対しての確保方策、そこもきちんとしていかなきゃならないんじゃないかと思うわけです。

現在、調べますと、認可保育所では、3園が延長保育として大体11時ぐらいですかね、そこまで保育しているところがあると。伺ってみますと、やはり長い子供はいるそうです。ぎりぎりの時間まで預かっているというふうにおっしゃっていました。

それから、24時間保育しているのは、新宿区のエイビイシイ保育園さんだけでありまして、これが東京都下で、誰が見ても足りていないんじゃないかと思うわけなんですね。恐らく、下の段に書きましたけれども、認可保育所を利用できない、今後、給付の体系を利用できない子供たちは、ベビーホテル等を利用するか、もしくは13事業のほうのうまくマッチングをして利用するような形になるかと思うんです。

ベビーホテルが東京にはたくさんあるわけですけれども、このあたりをきちんと施設型の民間保育事業者を小規模保育に移行促進するような形で給付の対象とする中で、量の確保方策と同時に、保育内容等の質の向上も図るということを、きちんと東京の場合はしていかなければならないんじゃないかと思う次第です。そのような意見書でありました。ありがとうございました。

○網野会長 かなりご意見、広がった内容でいただいておりますが、一番基本的には、区域の設定、それとその量の見込み、確保方策ということで。特に今、5人の委員の方からご意見いただきました。かなり共通している部分もありますが。

特に、認証保育所と地域子ども・子育て支援事業、延長保育、夜間保育については、もうちょっとまた、この後いろいろ議論をいただければと思いますが。特に、区域設定

から始まって確保方策に関して、いろいろご意見いただきました。このことについて、 事務局のほうから、この場で、まずはお考えを聞かせていただきたいと思います。

○保育支援課長 保育支援課長の私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、駒崎委員から出していただきました、きめ細かな待機児童のマップ、これに基づいていろいろ対応していく必要があるのではないかということで。これ、地域偏在というのは当然ございますので、こういった観点から、これはきめ細かくというのは、もう一般論としても必要であろうとは思います。ただ、私ども今回、計画を策定するというところで、都としてどういうふうな計画を策定していくかという立場で申し上げますと、これは本当に繰り返しで申し訳ないんですけれども、教育・保育の実施主体は、やっぱり区市町村であるということ。それから、今回、各区市町村において、子ども・子育て会議の中で、この量の見込み・確保方策を議論していただき、それで、その数値を確定していくという、そういうプロセスもあるということでございます。

今ここで集約している中では、大半のところが一自治体一区域というところでございますが、中には、自分の区域を幾つかに割って、これで量の見込みと確保方策を進めていくという自治体もございます。

アイデアをいただいた中で、15万のブロックというような具体的な数値もいただきましたけれども、この辺のどれぐらいのきめ細やかさが妥当なのかですとか、地域の特性とかをどうやって捉えていくかとか、非常にこれからまだいろいろ考えなければいけない課題だと思っております。

私ども都としては、なかなかこの実施主体である区市町村に、一律の細かいデータを 出すべきだということでお願いすることは、なかなか今の段階では困難だと考えていま す。ただ先駆的というか、この4月からも自分の区域を幾つか分割して、そうやってや っていこうという自治体さんもおり、その取り組みが、どのような効果を上げていくの か。その辺のところは、私どものほうも把握をさせていただき、これが効果的だという ことであれば、また、この全体会議や区市町村さんの集まる全体会議等でご紹介をさせ ていただき、こういったところが効果的ではないかというようなところで、取り組みを 支援させていただく、そんなことが考えられるかなと思っています。

そういったところのノウハウが積み重なって、やがてガイドラインにというところになるかもしれませんが、現在のところでは、これから新制度の入り口というところで、まずは、この効果を、見守らせていただくというのはあれですけれども、今後の状況を

見ながら考えていきたいと思っております。

区域については、私どもとしては、今のところはそういった考えでございます。

○駒崎委員 今の話、すみません。

いや、ということは、もう何かそれは、できないですねという話ですよね。効果を見守らせていただくって、だって、5年で何とかしようという話をしているわけですよね。 待機児童を解消していこうという話をしているのに、何かゆるゆる見守っている時間はないんじゃないですかね。

- ○保育支援課長 この今日のデータも、いろいろまだ区市町村さんの確定値が上がっていないというところもありますが、いずれにしろ、29年、この中間年のところで、もう1回見直すというようなところも、私ども踏まえまして、そういった状況を踏まえて対応していきたいと考えております。
- ○安念委員 ちょっといいですか。僕、質問が一つあるんですけど。
- ○網野会長 ちょっと進めた上で、その後でもよろしいですか。
- ○安念委員 結構です。
- ○網野会長 すみません、事務局から引き続いてお願いします。
- ○保育支援課長 認証のことは触れたほうがよろしいですか。
- ○網野会長 特に、量の見込みの関係、当然、確保方策と関係するんですが、このことに ついて。認証保育所そのものをどうのということではなくて。
- ○保育支援課長 私どもといたしましては、かなり、この総数で今回お出ししたデータも そろえさせていただいておりますけれども、基本的には、いろんなメニューを使ってい ただいて、区市町村さんに待機児解消を行っていただく、その支援をさせていただくと いうのが基本スタンスでございます。

先ほどの区域設定のところも、そういった、まさにいろいろ地域の偏在については、 その自治体さんがきめ細かく把握しているというところで、そこをどうやって、じゃあ、 この自治体以下の一律のブロックというところを構築していくかというのは、なかなか、 今後の、ちょっと課題なのではないかなと思っています。この辺については、逆に自治 体さんのほうにも、ちょっとお聞きしてみたいなとも思いますけれども。

- ○網野会長 各委員のご意見、ご発言に対して、特に今、あと事務局から発言することは ありますでしょうか。
- ○保育支援課長 大きなところでは、すみません、私どもの基本スタンスは、今、申し上

げたところでございます。

- ○網野会長 わかりました。それでは、今、手が挙がっておりますので。 お願いします。
- ○安念委員 駒崎さんでしたっけ。もうすぐ、その待機児童を解消しなきゃいけないとい うのに、何をふざけたことをやっているんだというのがご趣旨で、それに対する西尾さ んの答えは、駒崎さんが言うように、今は何もできませんと言っているわけ。それだけ の話です。ただですね、私は、そうだろうと。

というのは、この都の計画というのは、もうすぐつくらなきゃいけないわけでしょ。で、都のツールは、ほとんど何もなくて、要するに、その自治体から、市区町村から上がってくる数字をただ単にホチキスしますと、それだけの話。その市区町村での集計の方法は、需要量についても、それから確保方策についても、何だか一元的なというか、一義的なとか、そういう計算方法とか何もないわけ。要するに、その現場、現場で思ったようにやっていますという、それだけの話なわけです。

とりあえず、それをホチキスした数字は、もう、とにかく法律が計画をつくれと言っているから、つくらざるを得ないと。なので、つくりますという、それだけのことですよ。それは、役人からすれば、ほかに方法はないんだから、もうこれは役人を責めてもどうにもしようがない話です。だから私は、東京都のこの計画というのは、悪いけど、ホチキスしただけです。

じゃあ、それは何の役に立つんですかというと、それは知りません。とにかく法律がそうつくれと言っているからつくりましたという、多分、それ以上の意味はないだろうと。だから、その細かいメッシュでやったほうがいいというのは、そのこと自体も全くそのとおりですよ。全くそのとおりだけど、今のところ、とにかくツールが何もないという。特にその先駆的な自治体さんではやっていらっしゃるところがあるだろうし、それはもちろん、広げていかなきゃいけないんだけど、現段階で都はできないというのは、私は、それは非常に、オネストな答えだったと思います。

- ○網野会長 榊原委員、お願いします。
- ○榊原委員 今の行政と安念委員のお話を伺うと、つまり、その待機児童解消において都 道府県が果たす役割はほとんどないというお考えだというふうに理解すればよろしいん でしょうか。
- ○網野会長 質問でしょうか。

- ○榊原委員 今の行政側のお答えに対して、確認させていただいているという趣旨です。
- ○保育支援課長 私どもとしては、この計画に基づいて予算を具体的に組んでいくというところでございます。なので、それは、とても当然、区市町村さんのニーズを踏まえて、 私どもとして、どうやって具体的に予算計上して支援をしていくかということに生かさせていただくということでございます。
- ○網野会長 先に松田委員、お願いします。
- ○松田委員 区域設定ですけど、違う話なのでどうぞ先に
- ○網野会長 でも、今の全体に関連していますので。
- ○松田委員 お先にすみません。地域子ども・子育て支援事業のところが、市町村ごとに 地域というふうになっていて、でも、ここを見ると、事業ごとに異なると言っていると ころが幾つかの自治体であって、これを都が市町村ごとに地域って言っちゃうと、そこ がボトルネックになっちゃって、できなくなっちゃうのかなというのが1個の質問と。

逆に、例えばファミリーサポートセンターなんかで、とても大量な人口のところ、例えば世田谷区は88万人いて、1年間に7,700人が生まれるんですけど、これが一地域に一つとなってしまうと、その7,700人掛ける未就学児童分のファミサポの人数を一本部でやることになってしまって。例えば、市町村が地域割を幾つか割って、そこにそれぞれにファミサポの本部を置きたいといったときに、これができなくなってしまうのかなとか、ちょっと、そこが心配になったので教えてください。

- ○網野会長 お願いします。
- ○家庭支援課長 すみません。ちょっと今、よく、わからなかったんですけども、基本的に各区市町村が、それぞれの事業に対してどれぐらいの需要量があって、それに対する確保量、その確保策が、例えば、学童クラブについて、これだけの需要量があります、放課後にどのぐらいの見守りなりお預かりが必要かというのがあるんですけども、それに対して、例えば、放課後子供教室で対応しますよという自治体があれば、ここに載ってこない。だからマイナスになっているというようなところ。

また、区市町村ごとに自主事業があって、例えば、ファミリーサポートでも、ファミリーサポートという形でやるのか、それとも区市町村の実施事業で対応していくのかというところで、ここに確保方策として入ってくるものと、入ってこないものがある。それは地域、地域によって考えが、自治体ごとに考えがあるということで、その対応策というのは決まってくるんだろうと。地域の実情に応じてやることが決まってくるんだろ

うということなんですけども。ちょっと、今、松田委員の質問に答えが合っているかど うかというのは、ちょっとわからなかったんです。

- ○網野会長 今の件、もう少し確認したいということでしょうか。
- ○松田委員 すみません。ちょっと私が不勉強で、質問がうまくできていないんですけど、 量が人数だったらいいんですけど、箇所数とかになったときに、1カ所しか置けないみ たいなボトルネックになってしまうのかなという心配をしていたんですけど。ここで適 切な質問かどうかがちょっとわからないので、すみません。詳しい方がいたらフォロー をお願いします。
- ○網野会長 特に地域子ども・子育て支援事業に関しては、本当にその量というのを何を こう、根拠にという点では、かなり1号、2号、3号認定とか、そういうこととでは、 ちょっと違った性格がありますよね。もうちょっと市区町村、市区の動向を踏まえた上 で、東京都のほうでもうちょっとまとめていただいたものを、今後むしろ示してもらう のがいいかと思うんですが。

今の件ですか。

- ○保育支援課長 補足をいたします。需給調整がここで行われてしまうのではないかという、そこのご質問だと思いますが。地域子ども・子育て支援事業については、この量の 見込みと確保方策についての需給調整の枠組みはありませんので、そこは、ここで進まないとか、そういったことはございませんので、そこは安心していただいて。
- ○網野会長 清原委員、お願いします。
- ○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長、清原です。

今回の審議事項に触れる前に、まず、計画策定・推進部会の皆さんが、本当に子ども・子育て支援法第60条に基づく基本指針に、東京都の理念を反映して、あくまでも子供本位で、しかも妊娠から切れ目のない支援をという理念を十分話し合っていただいてきたことに、まず感謝したいと思います。

その上で、法定計画をつくるといいますと、やっぱり一定の法律で示された指針というのに従った計画にする必要がありますが、先ほど成澤区長もおっしゃったように、やはり、「きめ細かさ」というものを、私たち、特に基礎自治体は求められており、それに沿って広域自治体である東京都が、やはり全体としての東京都としての計画をつくられていくことになると思います。

従って、まず出発点は、国の示す指針の中でどのように区域設定していくか、ニーズ

についても、どのように整理していくかということですが。私は、今回、資料7に示されたように、1号認定については、都全域を一つの区域とする、2・3号認定には区市町村設定区域と同じにする、地域子ども・子育て支援事業にしても、区市町村ごとに一区域とするという、基本的な考え方は出発点として了承したいと思うんですが、ただ、それぞれの基礎自治体、例えば市域、区域の広さも違い、人口も違い、対象とする児童数も違うわけですから、その中で、駒崎委員が提案されたように、やはり市が公立のこども園とか保育園、幼稚園だけでサービスを充足するんではなくて、民間のさまざまな担い手に参入していただきながら、協働していくということであれば、それぞれの自治体が、やはり民間の参入を適切に求めるようなニーズの状況というのを公開していくというのは、当然、あり得ることだと思うんですね。

ですから、標準的に東京都としては、指針に基づいたこういう整理で、一応、大くくりに自治体の区域を分類されるとしても、あとは基礎自治体の私たちが、やはり、より一層、理念に基づいた、一人ひとりの子供を大切にするということですから、きめ細かい情報発信をしていくということになろうかと思います。

そして、今回そうはいっても、東京都としては独自性も出されていて、資料9については、「既存幼稚園、保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整の特例措置をする」という方針を示されました。これは東京都の独自の特例措置ということで、ほかの県もされるところはあるかもしれませんけれども。移行についてはやはり、本当に幼稚園の方、保育園の方で、悩んでいらっしゃる方がたくさんいます。今日は三鷹市の宮崎部長も委員として参加させていただいていますが、幼稚園の皆さん、そして、保育園の皆さんと担当者が話し合っておりますと、移行にはもう少し時間がかかるかと思います。ですから、既存の幼稚園、保育所の移行については、このような特例措置は、やっぱり基本的に必要であるというふうに思いますので、これは賛意を示したいと思います。

次に発言した都合で、待機児童解消に向けた取り組みについても触れたいと思いますが、舛添都知事は、待機児童解消の方向性の中で、都有地の活用でありますとか、都庁内での保育所の開設なども一時おっしゃっていました。その後のことをつまびらかに承知しておりませんが。要するに、東京都で支援できる都有地であるとか、あるいは国有地の活用の支援もするというふうに踏み出されました。

そういうときに、この子供・子育て会議は、福祉保健局と生活文化局、教育庁が所管

されているわけなのですけれども、実は、都有地と言った途端に、例えば、案件によりますが、財務局であったり、都市整備局、建設局であったり、この3局以外の局が、当然関連されるわけです。もう事務局的には、いろいろと交渉されていると思うのですが、子供・子育て会議では、なかなかほかの局の様子が見えてきません。場合によっては、やはり、こういう待機児解消に向けた取り組みは、主たる子供・子育て会議担当の局だけではなくて、「オール東京」でいろいろな可能性を考えているのだということを、もっともっと私たち基礎自治体にも発信していただければ、民間の皆様の力も湧くのではないかなというふうに感じました。

最後に、いろいろ法律の制約とか条例で決めた制約とかがあるかと思うのですが、子供・子育て会議の本旨というのは、やはり、「できる限り柔軟に、実情に応じて対応していくアイデア」を、委員の皆さんから提案していただくということだと思いますので、東京都に対しても、また、成澤区長、私、ちょっと退席されましたが、河村町長に対しましても、基礎自治体に対しましても、ぜひ悲観しないでください。私たちは、一生懸命前向きに、皆様のご意見やお知恵をいただきながら、ここにとどまらない、前に向かってというところにおりますし、都の事務局も同様だと思います。まあ、ちょっと答弁のときに慎重になるのは、私も公務の場にいるのでそういうことはあるのですけど。思いは前向きだというふうに信頼をして、この子供・子育て会議の運営を、会長、これからもよろしくお願いします。

ちょっと失礼なことを言いましたが、以上です。

- ○網野会長 ご意見ありがとうございました。
 - 久住委員、お願いします。
- ○久住委員 特別区の久住です。

ハード的な確保策については、今いろいろご議論をいただいていたところなんですが、特に1号認定と2号認定としたときに、文京区で調査をしたとき、2号認定の人で教育的な需要が非常に強いんですね。そうすると、幼稚園だとか保育園だとか、そういったハードの中では、なかなか応え切れないニーズがあって、何回目かの会議でもそういった提案をさせていただいたんですけれども。ぜひ、今回、子ども・子育て支援新制度で、子供の視点をどう捉えるかというところを盛り込んでいただければありがたいなというふうに思っています。

具体的には、いわゆる幼稚園であっても保育園であっても、小学校入学を視野に入れ

て、同じような教育的な配慮であったり、保育的な配慮であったり、子供の視点の中で その垣根を取っ払った取り組みが必要なんだよということが、今回の新制度の大きな指 針の一つでもあるというふうに思っていますので、そういった意味で、カリキュラムで あったり、取り組みの内容であったりということをもう少し踏み込んだときに、東京都 として財政的な支援を行うであったり、支援のメニューを何らかお示しをいただくとか、 そういった子供の視点に立った成長・発達をどう支援していくのかといったところの中 身についてもぜひ、これはソフト面の話ですけれども、どこかで大事にしていただけれ ばありがたいなというふうに思っています。

以上です。

- ○網野会長 柊澤委員。
- ○柊澤委員 柊澤です。

今の議論の中で、一つお願いというか、あるんですが。いわゆる、今、認可定員と現 状を弾力化した部分での人数ということで、待機児のカウントというのも大きく左右を してくるんですけども、先ほど来、話しているように、区市町村によって非常に細かく ブロック分けをしていて、地元だと、そこはもう、ほとんどこれから、今後増える見込 みというのは、よっぽど大規模な開発がない限りないねというようなところとか、ここ は、またちょっと開発が見込まれるから、ここのところは、ちょっと念頭に入れておく ようだねというような、かなり細かいところの部分をやっているんですね。

ただ、現状、今の今度の制度でいくと、定員弾力化をした部分での人数というのは認められなくなるということになるので。そうすると、各区市町村のほうはそれに見合った形で、定員変更の手続をしろというような形になってきちゃう。でも、現実的に言うと、あと数年来で、そこのところというのは待機児がなくなってくるとかというような現実というのも、各区市町村の中では見えている部分があると思うので、ぜひその辺のところの細かい部分に関しては、各区市町村の運用範囲の部分で、何か東京都として認めていただければ、煩わしい定員変更のことをしょっちゅうしなくて済むとか、非常に細かい話になってしまうんですけど、その辺のところの暫定期間ではないですけど、その辺を区市町村がちょっとやりやすいような形の時間経過というものを都のほうで持っていただけると助かるかなというふうに思っています。

○網野会長 ほかにいかがでしょうか。

安念委員。

○安念委員 今、柊澤先生からもお話が、やや示唆があったように思うんですけど、さっき私の言ったことは、要するに、正確な数字は出しようがない、誰にも出しようがないという意味です。ですから、ちょっと誤解されたら困るけど、都道府県にできることはないという意味ではもちろん、都道府県の最大の役割は、今のところ、要するに金を配ることですよ。それはもう、みんな口をあけて待っているんだから、それは議会で予算を通さなきゃいけないときは何か紙がいるから、そのために計画をつくらなきゃいけないということなんだけども、しかし、正確に算定する方法は誰にもないので、後できっと外れるけども、そのときには、私は事務方を責めるわけにはいかないと思うんです。これは当てる方法はないんだから。そのことを言っているわけです。

次に、もう一つ。今、先生からご指摘があったこと。やがては供給過剰になると思うんです。この計画は、いいですか、僕は、そうしてくださいという意味で言っているんじゃない。供給過剰になったときのことは想定しないで計画をつくるという理解でよろしいかと。

- ○網野会長 今の段階で、ちょっとそこまでのことがあるんでしょうか。
- ○安念委員 だから、事実だけを伺っているだけで、いい悪いのことを私、言おうとは思っていません。
- ○保育支援課長 資料8のところで、何度も見ていただいておりますけれども、7ページ のところでございますけれども、ここで、資料6で、まず見込みのところで平成30年 度、31年度のところで、ここだけ数字を見ると、折れる線が出てきて、31年は下降 が出てきているというところでございますが。

ただ、私どもとしては、これは非常に変動要素があると思っておりまして、この就学前人口が減るというところは、この統計数値として出ていると。ただ、そこに共働き家庭がどれぐらい増えるかとか、女性の社会進出を今これから盛り立てていこうという中で、その辺も需要も増える。こういう変動要素が非常にあるので、ここの今の段階では、なかなかこれは、この折れ線グラフのままに行くかどうかもわからないと。そういった意味では、繰り返しになりますが、29年度にもう1回、中間報告のところでやっぱり捉え直すというふうなところは必要だと考えております。

- ○安念委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○網野会長 駒崎委員、お願いします。
- ○駒崎委員 駒崎です。

僕はちょっと、安念委員とは意見を異にするんですけれども。都は金を配るだけの機関ではないわけなんですよね。基本的に、例えば市区町村に命令はできないけれども、お願いというのはできるはずだと思うんですね。こういうようなフォーマットでやると集計がしやすいから、どうですかねという感じの話ぐらいはできるはずなんで、そういったところの努力をぜひ見たいなというふうに期待しております。

同時に、先ほど量の、ニーズが減った後のことは考えないんですかねというお話があったんですけど、考えないとだめだと思います。というのも、今後その女性がより働いて、ある程度上がって、就労率が上がってきたとしても、長期トレンドではやっぱり、待機児童数は減っていくわけですよね。そうなったときに、やっぱり、供給量がある種、過剰になってくるという時代を迎える。つまりポスト待機児童問題というのは絶対来るわけなんですよね。そうなったときに、それはいいじゃないか、ほうっとけばというふうになっていくと、定員割れするような保育所がたくさん出てきて、そこが経営的に厳しくなってきて、潰れるところも出てきてというふうになるわけですね。実際、別にニーズがなくなったら、そこは撤退してもいいのかもしれない。しかし、例えば、こういうことが起きますね。

ある自治体で、待機児童がなくなりつつありますよと。そうなったときに、ある地域、つまりニーズがある地域とニーズがない地域が偏在しますから、ニーズがない地域は、より早くそれが来るわけです。そうなると、撤退、廃園せざるを得ない園というのが出てきます。普通に、例えば来年の3月まできちんと開園して、そして、来年度からはすみませんみたいな形だったらいいんですけれども、例えば、いろんな事業者がいます。過去、東京都でも、いきなり廃園してしまったというような事例があります。親御さんたちにしてみたら、子供たちにしてみたら、今日行ってみたら、いきなり紙が貼ってあって、すみません、潰れましたというようなことがあったわけなんですね。

そうなったときに、やっぱり保育園難民を救済するスキームというのは必要なんですね。その撤退・廃園スキームというのが必要になります。すなわち、そうなった場合、そういう緊急事態の場合は、近くの、近隣の園でその子たちをすぐに吸収できるというような備えというのが必要になります。その際において、定員がいっぱいのところでも、緊急避難的に弾力化して、その子たちを何カ月か見てあげて、そして、定員ができるようにあっせんするというようなセーフティネットがないと、今後、定員割れが多発していったときに、非常に親御さんたち、子供たち、ご家庭が困ることがありますので、ぜ

ひ見据えた、待機児童がどんどん減っていくのを見据えた制度というものをつくって、 考えていただきたいなというふうに思っています。

○網野会長 本日のテーマは、かなり大きな、重要な部分が含まれておりまして、そろそ ろまとめていきたいと思いますが、特にご意見…。

では、お一人お願いいたします。

○榊原委員 何度もすみません。今日、まとめていただいたいろいろな施策やデータの中で、資料8の1号認定、2号認定の方たちの今後の希望の推移とその充足がどれぐらいになるのかというデータは、大変意味があるものだと思って拝見しています。

ざっとわかるのが、つまり、その1号認定の方たちに対し、幼稚園のほうは定員が余るのではないか。2号認定の方たちは、今もその希望者に対して供給が足りていない。そこに事業者が提供したいと思っているサービスと、利用者が利用したいと思っているサービスのミスマッチがあるということが、広域で明らかになっているということだと思います。そこに先ほどから、町田市さんとか文京区さんのほうで、2号の方でも、実は教育ニーズが多いということが顕在化している。そこをどう調整していくのかという課題が、大変、明らかになっている。それはとても東京ならではの特徴も、そこに含まれているように、私は思いました。

そこをどう解消していくのかというときに、子供の数がどんどん増える時代ではない中では、やはり、幼稚園のように既にかなりいい教育環境、土の園庭も含め、既に持っている方たちの資源をどう活用していくのか、保育をより、その0、1、2のほうの人たちの利用を優先し、教育ニーズの持っている人たちを別のところに、例えば誘導することはできないのかというような今後の課題が見えてくるとしたら、やはり、こども園というものをどう位置づけるのかということが、改めて重要な課題になってきているのではないかという気がしました。

そこで、東京都としても、今ここでどういうお考えなんですかと改めて伺ったりはしませんが、やはり、今後こども園というものをもう少し事業者の意向にお任せするというよりは、一部の都道府県の中に見られるようなイニシアチブをもう少し発揮して、よりミスマッチを解消するための誘導策なりをとっていく。事業者の方たちが抱いていらっしゃる不安であるとか、ちょっと困難であるといったハードルを越えるための支援を用意していくというようなことを、もう少し検討してもらったほうがいいのかなというふうに思いました。

それから、もう計画を策定する段階において、何か具体的なことを変えろとか入れるとかということが無理であるということは、ここの委員はみんなわかっていると思いますが、目前のその策定する計画の中だけではなく、今後、一体、東京で何を考えるべきかということをせっかく議論する場なので、中長期のことも含めて、やはりここで幅広にもう少し議論しないと、では、市区町村が出したものを束ねるだけが東京都の仕事であって、ここでは何も議論する必要はないよねということになってしまうので、それは余りにも残念だというふうに思いました。

その上で、先ほど溝口委員のほうから提起された点、改めてなぞりませんが、夜間保育のこと、認証保育所の位置づけ等々、大変重要なテーマであり、今回その計画策定の時期に縛られず、これはやはり東京都でもう少しきちっと議論する必要があると、議論させていただきたいというふうに、希望として申し述べさせていただきます。

○網野会長 ありがとうございました。

あくまでも、このさまざまな事業は、かなり基本的には、基礎自治体である区、市が中心に行うと。これはもう、あくまでも尊重しているわけですが、やはり法制度上からも、都道府県の役割というのは、さらに今、本当に貴重なご意見をいただいた部分で、かなり東京都は、非常にその点でもいろんな特色を含む必要があるのではないか、これが改めて確認されたと思います。

区域設定から始まり、量の見込み、確保方策、その中で一番ご意見いただきましたのは、やはりフレキシブルにきめ細かく、そして、特にこの新制度の一番の狙いが、子供・子育て支援、とりわけ、子供の視点を含んでという、これはもう、やはり忘れてはならないという趣旨は、非常に強く出ていたかと思います。

あと、既に東京都でもガイドラインを作成したりしておりますし、具体的に、役割としては、法制度上、都道府県のまとめる役割は、本日、報告いただいたような経過になっているかと思いますが、今後さらに、今年度中に全体的な量的な見込みや確保方策が区、市から出た段階で、具体的に固めていく。このときに、できるだけいろんなことを考えてほしいというご意見、大変いろいろいただけたかと思います。

さらには、認定こども園の受けとめ方、あるいは東京都はどう重視するのか、それから認証保育所に関して、今後どうなのかということも、やはり、この会議の中でも重要なことかと思います。

いろいろいただきましたご意見、今日限りでは、もちろんありませんので、本日、言

い足りなかった面も、委員の皆様から、まだあるかと思いますが、これはぜひ、事務局 のほうにもいろんな手段で、また意見を示していただければと思います。どうぞよろし くお願いいたします。今後の、特に推進部会のほうで、またいろいろご意見いただける かと思います。

それでは、終わりに当たりまして、事務局から今後のスケジュールについて、説明を お願いいたします。

○次世代育成支援担当課長 それでは、「資料12 東京都子供・子育て会議 検討スケジュール (予定)」をご覧ください。次回は、第7回計画策定・推進部会を11月6日の18時から開催いたします。テーマは、子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上、並びに子供・子育て支援施策の推進体制です。

また、1月中旬から下旬に、第8回計画策定・推進部会を開催したいと考えております。部会の委員におかれましては、お手元配付の日程調整表にご記入いただき、机上に残していただければとお願いいたします。本日、ご記入が難しい場合は、後日、メールやFAXなどでご提出いただくことでも結構でございます。

なお、本日の資料についてですが、資料集のファイルと行動計画等の冊子については、 次回会議でも使用いたしますので、机上に置いたままにしていただきますよう、お願い いたします。

また、本日の配付資料について、お持ち帰りいただいても構いませんが、机上に置いたままにしていただければ、後日郵送させていただきます。よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。

○網野会長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。ご協力ありがとう ございました。

午後 7時00分閉会